

藤沢駅街区エリアマネジメント組織設立準備会規約

(名 称)

第1条 この団体は、藤沢駅街区エリアマネジメント組織設立準備会（以下「設立準備会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 設立準備会は、藤沢駅街区においてエリアマネジメント活動を展開していくために必要な事柄を整理、作成することを目的に活動を行う。

(事務局)

第3条 設立準備会の事務局は藤沢市都市整備部藤沢駅周辺地区整備担当に設置する。

2 事務局には、事務局長その他必要な職員を置くことができる。

(事 業)

第4条 設立準備会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 藤沢駅街区エリアマネジメントの運営内容等を検討する会議等の開催
- (2) 藤沢駅街区エリアマネジメントの規約及び事業計画の作成
- (3) 公共空間を活用したワークショップ及び実証実験の実施
- (4) その他藤沢駅街区エリアマネジメント組織の設立に向け必要な事業

(組 織)

第5条 設立準備会は、藤沢駅街区周辺で活動し、エリアマネジメント活動に関心を持つ企業又は団体からなる設立準備会員により構成する。

- 2 設立準備会員は設立準備会の承認を得て、随時追加できるものとする。
- 3 設立準備会からの依頼により顧問を加えることができるものとする。

(役 員)

第6条 設立準備会には、円滑な運営を図るため、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 会計 2名以内

(選 任)

第7条 役員は、会員の互選により選出する。

(職 務)

第8条 設立準備会の役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は設立準備会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は、その職務を代行する。
- (3) 会計は、設立準備会の出納事務を行う。

(任 期)

第9条 設立準備会の役員の任期は、藤沢駅街区エリアマネジメント組織の設立までとする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

- 第10条 設立準備会の会議は、会長が必要と認めたとき随時開催する。
- 2 設立準備会の会議は、会員の3分の2以上の出席によって成立する。
 - 3 設立準備会の会議議事は、出席者の過半数をもって決する。
 - 4 設立準備会は、会議での決議により、必要に応じて部会を設けることができる。

(会 計)

- 第11条 設立準備会の経費は、会費、負担金、協賛金等その他の収入をもって充てる。
- 2 会費は別表によって定めることとする。
 - 3 設立準備会の会計年度は施行日より2020年3月31日までとする。
 - 4 設立準備会の会計、協定及び契約等の行為は会計が行うものとする。

(規約の変更)

第12条 設立準備会が本規約を変更する場合は、会員の3分の2以上による議決を得なければならない。

(補 則)

第13条 本規約の執行に関する細則は、設立準備会の決議により必要に応じて別に定める。

附 則

- 1 この規約は、2019年6月21日から施行する。
- 2 この規約は、藤沢駅街区エリアマネジメント組織の成立をもって、その効力を失う。

別表

会費	1口5万円, 2口以上
----	-------------